

仕様書

1. 業務の内容

沖縄県立八重山病院（沖縄県石垣市真栄里584-1、以下「病院」という。）から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処理

2. 産業廃棄物の種類

(ア)「非感染性産業廃棄物」

- ① 病院で医療事業のために使用した、主に廃プラスチック類の産業廃棄物。
- ② 病院の責任において、感染性のある医療廃棄物と区別するものとする。

3. 産業廃棄物の収集運搬・処理の流れ

(ア)収集運搬

- ① 産業廃棄物の収集及び運搬は、本契約の受託者、若しくは受託者が委託する者にて行うこと。
- ② 運搬業者は、積替え・保管は行わず処理施設へ直送すること。
- ③ 運搬業者は、産業廃棄物の引渡しを受けたときは、当該廃棄物と当該廃棄物に係る積荷目録の記載内容を照合、確認のうえ当該廃棄物に係る積荷目録の各票の運搬業者受領済み印欄に記名、押印及び日付を行い、廃棄物を八重山病院が委託契約した運搬業者又は処分業者に引き渡す際に、当該廃棄物に係る積荷目録の（B票）C票、D票、E票を当該業者に交付するものとする。また、運搬終了後、B票（B2票、B4票、B6票のうち該当する1枚）を速やかに八重山病院に返送しなければならない。

(イ)処理

- ① 産業廃棄物の処理は、本契約の受託者、若しくは受託者が委託する者にて行うこと。
- ② 処理業者は、処理完了後、処理後の残渣物について適正な処理を行い、速やかに八重山病院に対しD票、E票を、運搬業者に対しC2票を返送するとともにC1票を自ら保管すること。

(ウ)その他

- ① 収集運搬・処分の工程は次のとおりとする。
 1. 病院保管場所から中間処理場までの産業廃棄物収集運搬許可業者
所 在 :
会 社 名 :
許 可 番 号 :
事 業 の 範 囲 : 収集運搬（廃プラスチック類）

2. 中間処理を行う産業廃棄物処分業者

所 在 :

会 社 名 :

許 可 番 号 :

事 業 の 範 囲 : 中間処理 (廃プラスチック類)

3. 最終処分を行う産業廃棄物処分業者

所 在 :

会 社 名 :

許 可 番 号 :

事 業 の 範 囲 : 最終処分 (廃プラスチック類)

- ② 委託者及び各事業者は互いに、同廃棄物の適正な処理のために必要な情報を提供する。
- ③ その他廃棄物処理法及び関係法令等を遵守すること。